

金 第 1 5 2 6 号
令和 7 年 2 月 4 日

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

大阪・関西万博の開催をふまえた令和7年度における貸金業者への指導監督方針等について（通知）

日ごろから、本府の商工労働行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。
標記について、貸金業法（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指導及び検査等を実施しますので通知します。

また、貸付業務の状況等を把握する目的で徴求する「事業報告書」及び「業務報告書」等の提出をはじめ、貸金業者の登録の申請や法令に定める事項の届出等についても、下記に留意し、それぞれ所定の期限までに必要書類を提出してください。

なお、本通知文に係るお問い合わせ等は金融課貸金業対策グループへお願いします。
（後掲の「各連絡先及び様式等について」をご参照ください。）

記

1 大阪・関西万博期間中の申請及び届出に係る提出方法について

申請及び届出について、日本貸金業協会加入事業者（以下「協会員」という。）は、原則として日本貸金業協会大阪府支部へ提出し、非協会員は、あらかじめ日程調整の上で咲洲庁舎にご来庁いただいていたところです。

「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催期間中（令和7年4月13日から同年10月13日まで）は交通機関の混雑緩和を図るため、咲洲庁舎での対面による受付は、原則として控えていただくこととし、非協会員は、廃業等の届出の場合を除いて郵送による提出を受付けます。

郵送方法については、受領日及び個人情報書類の所在を明確にするため必ずレターパックプラス（赤色）で送付するようにしてください。また、必要書類の不備や不足があった場合は、書類の修正または追加提出により申請書類が補完されるまで受付けできませんので予めご了承ください。

持参を希望される場合は、日時のほか持参場所を指定しますので必ず電話にてお問い合わせください。

2 立入検査又は主任者設置確認調査による運営状況の聴取り等の実施について

デジタル化の進展を背景として、貸金業におけるSNS等の広告を介したインターネット取引が拡大する中、物価上昇による家計や企業への影響は依然として大きく、若年者をはじめとする資金需要者の借入意識や行動の変化が懸念される今般の情勢において、貸金業者は法に規定する目的に基づく業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ることが引き続き求められます。

つきましては、令和7年度もコンプライアンスの観点から全事業者に対し、帳簿書類の確認等を含む立入検査（以下「検査」という。）又は運営状況の聴き取りを実施いたします。検査の実施に際しては、事前に日程等は個別に連絡させていただく予定ですが、悪質な行為に対する苦情の申し出があったときはその限りではありませんので予め申し添えます。

なお、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、例年同様、事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の設置状況の調査を実施しますので、ご承知おきください。

検査を拒否した場合や違法な行為が認められた場合には、法に基づき、厳正な処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し）を行う場合がありますのでご留意ください。

※ 検査における主な着眼点については、大阪府 HP を参照してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110080/kinyushien/kashikin_torikumi/torikumih25.html

（大阪府の貸金業対策の取組みについて 2 立入検査の実施状況）

3 「事業報告書」の提出について

法第 24 条の 6 の 9 の規定により、各貸金業者の毎事業年度ごとに提出が義務付けられているものです。

(1) 提出期限 毎事業年度経過後 3 ヶ月以内（※個人事業者の提出時期は 3 月末です。）

(2) 添付資料

ア 法人 ①貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

②※自己検証リスト（直近 3 か月分）

イ 個人事業者 ①別紙様式第 4 号「財産に関する調書」及びその価額を証する書類（金融機関の残高証明書、銀行預金通帳の写し、固定資産評価証明書等。

作成に当たっては「財産に関する調書」下部の記載上の注意を参照）

②※自己検証リスト（直近 3 か月分）

※ 自己検証リストが必要な業者…下記の (i) 又は (ii) に該当し外部監査を行っていない業者

(i) 他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者

(ii) 貸金業の業務に従事する者が 1 名で、かつ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者

(3) 提出先及び提出部数

① 協会員

ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）

イ 提出部数 各 3 部（ただし、「その価額を証する書類」については 2 部、「自己検証リスト」については 1 部）

② 非協会員

ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ
（郵送可。ただし、万博期間中においては郵送のみとします。）

イ 提出部数 各 2 部（ただし、「自己検証リスト」については 1 部）

4 「業務報告書」の提出について

令和7年3月末日時点での貸付状況を把握するため、法第24条の6の10第1項の規定により徴求を行うものです。

(1) 提出期限 令和7年5月30日（金）

(2) 提出先及び提出部数

① 協会員

ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）

イ 提出部数 3部

② 非協会員

ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ
（郵送可。ただし、万博期間中においては郵送のみとします。）

イ 提出部数 2部

※ 「事業報告書」及び「業務報告書」に記載していただく「残高」欄については、報告書の種類によって金額の単位が異なりますのでご注意ください。

・「事業報告書」…百万円単位

・「業務報告書」…千円単位

※ 「事業報告書」若しくは「業務報告書」の提出がない場合又は虚偽の報告を行った場合、法第24条の6の4の規定により業務停止を命ずる場合があるほか、法第48条の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科される場合があります。

5 貸金業者の登録の申請について

法第4条の規定により申請する貸金業者の登録について、貸金業法施行規則第5条の規定により登録の更新の申請期限は現に受けている登録の有効期間満了の日の2月前までとなります。申請書の提出が遅れた場合は更新できませんので、期限を厳守してください。

6 変更の届出について

法第8条の規定により、変更事項によって届出期限が決まっていますので、期限内に届出書の提出をお願いします。変更届出書の提出が遅れた場合には遅延理由書の提出を求めています。提出遅延が続く場合には再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。該当事由、添付書類及び届出期限は法定事項です。届出期限に間に合わない場合は大阪府にご連絡ください。

(1) 事前届出が必要になるもの（あらかじめ届出が必要なもの）

① 営業所の「移転・新設・廃止・名称」

② 広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」

(2) 事後届出が必要になるもの（変更の日から2週間以内に届出が必要なもの）

① 商号及び名称

② 婚姻・帰化等による個人事業主の「氏名」

③ 法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」

※役職名の変更については、登録簿に変更が生じる場合（取締役⇒代表取締役など）は届出が必要です。

④ 使用人の「就任・退任・氏名」

⑤ 主任者（主任者登録番号の変更を含む）

⑥ 業務の方法等

⑦ 他に事業を行っているときの事業の種類

7 廃業等の届出について

法第10条の規定により廃業等をされた場合は、期間内に届出書の提出をお願いします。
該当事由、添付書類及び届出期限は法定事項ですので厳守してください。

- (1) 提出書類 ①廃業等届出書 2部、②その他添付書類 1部
- (2) 提出期限 廃業した日から30日以内
- (3) 提出方法 原則として法に規定する届出者本人による持参（郵送不可）
- (4) 提出場所 原則として日本貸金業協会 大阪府支部（万博開催を加味して令和7年度に限る）

※ 廃業等をお考えの場合は、協会員、非協会員を問わず、まずは担当までご連絡ください。
（TEL：06-6210-9506）

※ 廃業後、残貸付債権のある間は、法第24条の6の10第1項の規定により「みなし貸金業者」に該当し、年に1度（事業年度経過後3ヶ月以内に）「残貸付債権の状況等に係る報告書」の提出を徴求します。残貸付債権についても、指導監督の対象ですのでご注意ください。

8 「財産的要件」を満たさなくなった場合の対応について

貸金業登録の要件である純資産額5,000万円は、登録申請時だけでなく常時維持しておく必要があり、下回った場合は、法第24条の6の4第1項第1号の規定により登録取消処分の対象となります。純資産額が5,000万円を下回った場合は、速やかに当課貸金業対策グループにご連絡いただくとともに、以下の項目について報告してください。

- (1) 提出書類 財産的基礎に関する届出書
- (2) 報告していただく項目
 - ア 純資産額
 - イ 上記純資産額の算出根拠
 - ウ 純資産額を回復させる計画
- (3) 提出期限 当該事由発生日から2週間以内
- (4) 提出場所 原則として日本貸金業協会 大阪府支部（万博開催を加味して令和7年度に限る）

※ 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）に基づき「純資産額を回復させる計画」についてヒアリングを行います。

9 「若年者向け貸付けに関する報告書」の提出について（消費者向け貸付業者のみ対象）

金融庁からの要請に基づいて、若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために18歳、19歳の若年者に対して貸付けを行った場合は、法第24条の6の10第1項の規定により、報告書の提出を求めます。令和7年3月末までの貸付けについては、当該貸付けを行った各月の翌月20日までの提出を求めているところですが、令和7年4月以降の貸付けについては、令和8年3月末時点における当該貸付け状況について年一回、期限内の提出をお願いします。

- (1) 提出期限 令和7年3月末までの貸付け 当該貸付けを行った各月の翌月20日まで
令和7年4月から令和8年3月末までの貸付け 令和8年4月20日まで
- (2) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ
（郵送・FAX可） FAX番号：06-6210-9510
- (3) 提出部数 1部（報告様式については、後掲の府HPよりダウンロードしてください。）

10 業務の適正な運営にかかる諸注意

● コンプライアンスの徹底について

近年、民法や個人情報保護法の改正、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング対策等、法のみならず関連法令の遵守も求められています。

個人情報の漏洩防止はもとより取引時における本人確認の徹底、マネロン・テロ資金供与対策を踏まえた経営管理態勢の構築等、社内規則に準じた個人情報の適正な取扱いの確保並びに取引時確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出等を的確に行い、適正な業務運営に努めていただくようお願いします。

● 主任者の登録更新について

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに常時勤務する主任者を設置しなければなりません。この主任者登録の有効期間は3年であり、登録を更新する場合は有効期間の2ヶ月前までに日本貸金業協会へ更新の申請を行う必要があります。

更新登録の手続きにあたっては、更新前6ヶ月以内に日本貸金業協会が行う講習を受講する必要があります。更新手続きを怠ると主任者登録はその効力を失うことになり、当該営業所等の主任者が不在の状態になった場合、法に定める設置要件を欠くこととなり、行政処分の対象となることがありますので、ご注意ください。

※ 日本貸金業協会から送付されてきた通知により対応が必要な場合がありますので、ご注意ください。

「登録更新完了通知」 ⇒ 変更届提出不要

「登録完了通知」 ⇒ 変更届提出必要

※ 従前から提出いただいていた「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）」については、主任者の登録更新のたびの提出は不要といたします。

● 貸金業トピックスをぜひご活用ください

大阪府ホームページ内の金融課のページにおいて、貸金業トピックスというページを公開しています。法令改正や登録申請事務における注意点など、重要なお知らせを登録貸金業者のみなさま向けに発信しています。定期的にご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110080/kashikin/kashikin_touroku/column.html

（貸金業トピックス）

○ 各連絡先及び様式等について

＜大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ＞

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

（TEL 06-6210-9506、FAX 06-6210-9510）

担当：角・藤田・中山

＜日本貸金業協会 大阪府支部＞

〒542-0081

大阪市中央区南船場1丁目16番20号 ムラキビルディング3階

（TEL 06-6260-0921）

＜各報告書や届出書（※変更届出書は除く）の様式＞

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html